明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

政令第百五十号

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第二項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百五十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第十五条第四項」を「第十五条第一項」に改める。

第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項中「

第二十五条の十七第二十六項	の額

」を

「

第二十五条の十七第十二項、第十五項及び第十六項	所得税	所得税及び復興特別所得税の額
第二十五条の十七第十七項	所得税に係る	所得税及び復興特別所得税の額及び当該所得税に係る復興特別所得税の額
	の規定の	並びに特別措置法第十七条及び第百二十条第一項
	同法第百二十条第一項	所得税法第二十五条の十七第三十一項

」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第三十三条第二項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法（昭和四十年法律第三十四号）	第百四十四条	徴収された所得税	徴収された所得税及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収された復興特別所得税

その額	法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）	第百四十条の二第一項第一号	対する所得税	対する所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税
同法第二百十五条		第百四十条の二第一項第二号	所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税
特例）		第百五十五条の二十六第一項	第百四十条の二第一項	復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第二項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えられた第百四十条の二第一項
同項		第百五十五条の二十六第二項	第百四十条の二第一項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えられた第百四十条の二第一項第一号（次項及び第百五十五条の四十四第一号において「読替え後の第百四十条の二第一項第一号」という。）
みなされる同法		第百五十五条の二十六第三項	第百四十条の二第一項第一号	読替え後の第百四十条の二第一項第一号
みなされる所得税法		第百五十五条の四十四	第百四十条の二第一項第一号	読替え後の第百四十条の二第一項第一号
所得税法第二百十二条第一項又は特別措置法第二十八条第一項	租税特別措置法	第四十一条の十二第四項	第百四十条の二第一項第二号	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えられた第百四十条の二第一項第二号
特例）又は特別措置法第二十八条第四項			掲げる所得税	掲げる所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税
所得税法第二百十五条			徴収される所得税は	徴収される所得税及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第二十八条第一項の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収される復興特別所得税は
所得税及び復興特別所得税の額			所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税及び復興特別所得税